

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

令和四年四月一日

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、知事が教育（法第四条第二項に規定する教育をいう。以下同じ。）に関する事務を管理し、及び執行することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第二条 次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

一 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。

イ 千葉県立美術館

ロ 千葉県立中央博物館

ハ 千葉県立現代産業科学館

ニ 千葉県立関宿城博物館

ホ 千葉県立房総のむら

二 スポーツに関すること（法第十八条第三項に規定する学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第二条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は千葉県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により千葉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により千葉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事がした処分その他の行為又は当該規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。